

鈴鹿市火災予防条例の一部改正（案）（違反對象物に係る公表制度）への意見を募集します

本市では、平成24年5月に広島県福山市において死者7人が発生したホテル火災などを踏まえ、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その対象物の名称や法令違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による適正な防火管理業務と消防用設備等の設置促進を目的として作成しましたので、広く市民の皆様からご意見を募集します。

◇意見募集期間 平成28年12月1日（木）から平成29年1月6日（金）まで

◇意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方，本市に納税義務を有する方，本計画に利害関係を有する方

◇本計画の公表場所

消防本部予防課，中央消防署，南消防署，中央消防署東分署，中央消防署西分署，中央消防署北分署，中央消防署鈴峰分署，地区市民センター，総務課（市役所本館4階），鈴鹿市ホームページ（<http://www.city.suzuka.lg.jp>）

◇意見提出方法

- (1) ご意見の提出の際には、必ず、住所及び氏名（市外在住の方は就業または就学先名称も記入）を記入してください。
- (2) ご意見は、意見する箇所のページ番号を明記し、意見の趣旨を明瞭に記載していただきますようお願いいたします。ただし、全体に関する意見については、ページ番号の記載は不要です。
- (3) ご意見の提出は、なるべく、添付の意見記入シートを使用してください。なお、意見記入シートと同等の任意様式を使用していただくことは可能です。
- (4) ご意見の提出は、直接、窓口（消防本部予防課，中央消防署，南消防署，中央消防署東分署，中央消防署西分署，中央消防署北分署，中央消防署鈴峰分署，地区市民センター）へご持参いただくか、ファクス，電子メール又は郵送（〒513-0802 消防本部

予防課宛（鈴鹿市飯野寺家町217番地の1）、意見募集期間最終日の消印有効）で、消防本部予防課へ提出してください。

◇意見の取扱い

提出されたご意見は、今後、「鈴鹿市火災予防条例の一部改正（案）」を策定する上で参考とさせていただきます。また、提出されたご意見を個人が特定されないように類型化してまとめ、その類型ごとに市の考え方について市のホームページなどを通じて、平成29年1月下旬頃に公表させていただきます。なお、ご意見を提出いただいた個人に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【事務担当】鈴鹿市 消防本部 予防課 査察指導グループ

Tel : 059-382-9160 Fax : 059-383-1447

E-mail : yobo@city.suzuka.lg.jp